平成29年2月9日 文部科学大臣決定

(通則)

第1条 国際研究拠点形成促進事業費補助金(研究拠点強化支援費に限る。以下「補助金」という。)の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、高いレベルの研究者を中核とした世界トップレベルの研究拠点の形成を目指す構想、及び自らの努力による世界トップレベルへの発展を目指す既存の研究拠点等に対し、既存の制度にとらわれない優れた研究環境を実現するためのシステム改革の導入等の自主的な取組を促す。このことにより、それらの拠点の形成・発展を助け、世界から第一線の研究者が是非そこで研究したいとして集まってくるような、優れた研究環境と極めて高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の量的な拡大とそれらの質的な向上を図り、国際頭脳循環の加速・拡大を通じた我が国全体の科学技術水準の向上を図ることを目的とする。特に、本研究拠点強化支援費においては、国際研究拠点形成促進事業費補助金による世界トップレベルの研究拠点形成に係る全体の進捗管理や評価を行い、それら拠点の形成を促すとともに、当該補助金を通じて形成された世界トップレベルの研究拠点間の協働の促進や、そこから得られた成果を国際化を志向する研究拠点等に幅広く共有することなどの多面的な活用を通じた既存の研究拠点の発展を支援する。

(定義)

- 第3条 この要綱において「大学等の研究機関の運営やそれらを対象とした国の補助事業 に精通した機関等」とは、次のいずれかに該当する国内の機関をいう。
 - 一 大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学をいう。)
 - 二 大学共同利用機関法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第3項に規 定する大学共同利用機関法人をいう。)
 - 三 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)
 - 四 公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第41条に規定する一般社団法人・ 一般財団法人,第44条に規定する公益社団法人・公益財団法人及び特定非営利活動促 進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人をいう。)

(補助金の交付の対象及び補助金の額)

- 第4条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、第2条の目的を達成するために必要な事業(以下「補助事業」という。)を実施する大学等の研究機関の運営やそれらを対象とした国の補助事業に精通した機関等(以下「補助事業者」という。)に対して、補助事業を実施するために必要な経費(以下「補助事業費」という。)について、予算の範囲内で補助事業者に補助金を交付する。
- 2 補助事業費は人件費,事業推進費,旅費,設備備品等費及びその他大臣が認めた経費とする。

(申請手続)

- 第5条 補助金の交付を受けようとするときは、大臣が別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式1)を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付する。
 - 一 研究拠点強化支援構想(以下「支援構想」という。)
 - 二 その他大臣が別に指示するもの
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

- 第6条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に交付決定通知書(様式2)をもって通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に 係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたもの については、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うもの とする。
- 3 大臣は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を附すことができる。
- 4 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して

不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知の日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げるように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

- 第9条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式3)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助事業の目的を変えない軽微な変更で、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合であり、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、第4条に定める各補助事業費の額を補助金の交付決定額の30%以内で増減する場合についてはこの限りではない。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止) 承認申請書(様式4)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式5)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

- 第13条 補助事業者は、補助事業を完了した場合(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、その日から 1 ヶ月を経過した日又は補助金の交付を決定した国の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合(補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合)には、補助金の交付を決定した会計年度の翌会計年度の4月30日までに、実績報告書(様式6、様式7)を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、 その期限によることができる。

- 3 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。ただし、その計画が補助金の交付の決定の内容となった計画に比して変更がないときは、この限りではない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税 等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額し て実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第14条 大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知書(様式8)をもって通知するものとする。
- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、その時において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を 超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものと する。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助金の交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式9)を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第4項の規定は、前項の返還を命ずる場合において準用する。

(交付決定の取消等)

- 第16条 大臣は、第10条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - 一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱 に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要 がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号、同項第2号及び同項第3号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第14条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

(財産の管理等)

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、大臣 は補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させるこ とがある。

(財産の処分の制限)

- 第18条 取得財産等のうち令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式10)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収 支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び 書類を最後の補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(報告の公表)

第20条 大臣は, 第12条, 第13条第1項及び前条の報告の全部又は一部を公表することが できる。 (その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別 に定めるものとする。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

文部科学大臣 殿

機関名

職名

氏 名

印

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金(研究拠点強化支援費)交付申請書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、次のとおり平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金の交付を申請します。 なお、交付決定の上は、この申請書に添付して提出する「研究拠点強化支援構想」を踏まえて、事業の着実な実施を図ります。

- 1. 開始(採択)年度
- 2. 本年度の事業計画

3. 補助事業費等

経費区分	補助金交付申請			
	申請の額(円)	積算内訳		
人 件 費				
事業推進費				
 旅 費				
設備備品等費				
その他				
合 計				

文科振第 号

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金 (研究拠点強化支援費) 交付決定通知書

0000 殿

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあった標記の補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣 〇 〇 〇 〇

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、申請のあった平成 年度国際研究拠点形成促進 事業費補助事業とし、その内容は交付申請書記載(次)のとおりとする。

2. 補助事業費額,補助対象経費額及び補助金の交付決定額は,次のとおりとする。 (単位:円)

経費区分	補助事業費額	交付決定額
人 件 費		
事業推進費		
 旅 費 		
設備備品等費		
その他		
合 計		

- 3. 補助金の確定額は、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費額と補助金の交付決定額(変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。
- 4. 補助条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業者は、補助事業である研究拠点強化支援を補助事業者の中長期的な計画上に明確に位置付けなければならない。
 - (2) 補助事業者は、全ての補助事業の完了により相当の収益を生じたときは、その旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。
 - 2 文部科学大臣は、補助事業の完了により相当の収益を補助事業者が得たものと認定したときは、補助金の交付の目的に反しない限り、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させるものとする。
- 5. この交付の内容又はこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、平成 年 月 日までにその旨を記載した書面を文部科学 大臣に提出するものとする。

文部科学大臣 殿

機関名

職名

氏 名

印

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金 (研究拠点強化支援費) 経費配分 (事業内容)変更承認申請書

平成 年 月 日付け文科振第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度国際 研究拠点形成促進事業費補助金 (研究拠点強化支援費) について, 経費配分 (事業内容) を変更したいので, 国際研究拠点形成促進事業費補助金 (研究拠点強化支援費) 交付要綱第9条第1項の規定により, 下記のとおり申請します。

記

- 1. 交付決定額
- 2. 変更の内容
- 3. 変更の理由
- 4. その他

文部科学大臣 殿

機関名

職名

氏 名

印

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金 (研究拠点強化支援費) 事業中止 (廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け文科振第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度国際 研究拠点形成促進事業費補助金 (研究拠点強化支援費) について,事業を中止 (廃止)したいので,国際研究拠点形成促進事業費補助金 (研究拠点強化支援費) 交付要綱第10条の規定により,下記のとおり申請します。

記

- 1. 補助金使用状況
 - (1) 交付決定額
 - (2) 支出済額(利息額含む)
 - (3) 未使用額(返還金額)
- 2. 事業中止 (廃止) の年月日及びその理由
- 3. 事業中止 (廃止) の後に講ずる措置
- 4. その他

文部科学大臣 殿

機関名

職名

氏 名

印

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金 (研究拠点強化支援費) 事業遅延届

平成 年 月 日付け文科振第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金(研究拠点強化支援費)について,事業の遅延が見込まれるので,国際研究拠点形成促進事業費補助金(研究拠点強化支援費)交付要綱第11条の規定により,下記のとおり報告します。

記

- 1. 補助事業の内容及び進捗状況
- 2. 遅延理由
- 3. 遅延に対して講じた措置
- 4. その他

文部科学大臣 殿

機関名

職名

氏 名

印

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金 (研究拠点強化支援費) 実績報告書

平成 年 月 日付け文科振第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金(研究拠点強化支援費)について、事業が完了(補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了)しましたので、国際研究拠点形成促進事業費補助金(研究拠点強化支援費)交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 平成 年度補助金交付額

円

2. 補助事業費額等

(単位:円)

			補助事業費額		士+1 羊-攻
経費区分	交付決定額	繰越承認額		う ち 補 助 対象経費額	支払義務 確 定 額
人 件 費					
事業推進費					
旅費					
設備備品等費					
その他					
合 計					

経費区分別収支決算表

(単位:円)

					(辛四、口/		
		収 入		支 出			
経 費 区 分	国際研究拠点形成促進事業費補助金		補助対象経費				
	金 額	内 訳	金 額	内	訳		
人 件 費							
計							
事業推進費							
計							
·····································							
計							
設備備品等費							
計 							
その他							
計							
合 計							

文科振第 号

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金 (研究拠点強化支援費) 確定通知書

0000 殿

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金(研究拠点強化支援費)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣 〇 〇 〇

2. 補助事業費額,補助対象経費額及び補助金の確定額は,次のとおりとする。 (単位:円)

経費区分	補助事業費額	確定額
人 件 費		
事業推進費		
旅費		
設備備品等費		
その他		
合 計		

文部科学大臣 殿

機関名

職名

氏 名

印

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金 (研究拠点強化支援費) に係る 消費税等仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日付け文科振第 号をもって確定通知のありました平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金(研究拠点強化支援費)について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、国際研究拠点形成促進事業費補助金(研究拠点強化支援費)交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る 消費税及び地方消費税の仕入控除税額

円

2. 補助金返還相当額

円

※別紙として、返還額に係る積算の内訳を添付すること。

文部科学大臣 殿

機関名

職名

氏 名

印

国際研究拠点形成促進事業費補助金(研究拠点強化支援費)に係る 財産処分承認申請書

国際研究拠点形成促進事業費補助金(研究拠点強化支援費)により取得し、又は効用の増加した財産を処分するので、国際研究拠点形成促進事業費補助金(研究拠点強化支援費)交付要綱第18条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその内容

財産の名称	仕様	数量	取得等年月日	取得等価格	取得等財源	処分の内容

- 3. 処分の理由及び処分予定年月日
- 4. 処分の相手方(住所、氏名、使用場所及び目的)
- 5. 処分の条件